

公立大学法人岐阜県立看護大学における 中期目標期間の終了時の検討について

1 趣旨

1. 地方独立行政法人法上、中期目標期間の終了時において、設立団体の長が
 - ・法人の業務を継続させる必要性
 - ・組織の在り方・組織及び業務の全般
 について検討を行い、所要の措置を講ずることとなっている。
2. また、設立団体の長が上記の検討を行う際、評価委員会の意見を聴くこととされている。

【参考】地方独立行政法人法（中期目標の期間の終了時の検討の特例）

第七十九条の二 設立団体の長は、評価委員会が公立大学法人について第七十八条の二第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、当該公立大学法人に係る中期目標の期間の終了時まで、当該公立大学法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 設立団体の長は、第一項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を公表しなければならない。

2 方針

岐阜県地方独立行政法人の評価の基本的な考え方（平成 22 年 9 月 3 日、平成 30 年 7 月 9 日岐阜県地方独立行政法人評価委員会決定）において、法第 79 条の 2 第 1 項の規定に基づき法人の業務の継続の必要性等の検討を行うに当たって、評価委員会が意見を述べる際には、

- ・当該中期目標期間の各事業年度評価の結果
 - ・その後の中期目標及び中期計画の達成の見込み等
- を踏まえることとしている。

3 中期目標期間の終了時の検討及び措置(案)

(1) 業務を継続させる必要性

○年度別全体評価結果

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
岐阜県立看護大学	A	A	A	A
A	中期目標の達成に向けて順調に進んでいる			

○中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標期間における業務実績評価結果

岐阜県立看護大学	A
----------	---

A	中期目標が十分に達成されている
---	-----------------

→ 評価委員会におけるこれまでの年度評価において、中期目標の達成に向けて「順調」に進んでいるとの評価を受けている。また、中期目標期間における業務実績見込評価において、中期目標が「十分に達成」されているとの評価を受けている。

設立団体(県)として、適切な運営が行われていると判断し、次期中期目標期間(令和4～9年度)において、地方独立行政法人の形態で引き続き業務を行うことが適当であるとする。

(2) 組織の在り方・組織及び業務の全般

○これまで、岐阜県立看護大学の組織の在り方・組織及び業務の全般については、評価委員会の年度評価及び中期目標期間見込評価において議論や意見をいただいている。

○評価委員会でのこれまでの議論を踏まえて内容等を検討し、次期中期目標に盛り込む予定である。

→ 設立団体(県)として、次期中期目標を策定し、法人に指示することをもって、所要の措置を講じるものとする。